

平成 30 年 7 月豪雨香川県観光支援事業 実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、平成 30 年 7 月豪雨香川県観光支援事業のうち、宿泊割引等業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 国が交付する「平成 30 年 7 月豪雨観光支援事業費補助金（周遊旅行促進事業）」を活用し、本県を周遊する旅行者等の宿泊料金の低廉化支援を行うことで、平成 30 年 7 月豪雨による風評被害の影響を緩和し、観光誘客を図ることを目的とする。

(事務取扱者)

第 3 条 受託事業者は「平成 30 年 7 月豪雨香川県観光支援事業事務局」（以下「事務局」という。）を設置のうえ、事務の取り扱いを行う。

(事業内容)

第 4 条 香川県は、本県、平成 30 年 7 月豪雨に際して災害救助法（平成 22 年法律第 118 号）適用地域となった 13 府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、徳島県、香川県、高知県及び福岡県、以下「災害救助法適用府県」という。）及び徳島県においてなされた宿泊であって、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、香川県における宿泊に係る料金に対して割引支援を行うものである。

(支援金申請者)

第 5 条 支援金申請者は、この要領の施行日以降に予約された旅行（宿泊）で、旅行者、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項により香川県知事又は高松市長の許可を受けた宿泊施設で風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を除くもの（以下、「宿泊施設」という。）のうち、国内口座を有する者とする。

(支援金対象経費)

第 6 条 支援金対象経費は、香川県、災害救助法適用府県及び徳島県においてなされた宿泊であって、合計 2 泊以上の連続した宿泊のうち、香川県内における宿泊に係る料金とする。ただし、上限を 5 泊までとする。

(支援金額)

第 7 条 前条に係る支援金額は、一人泊当たり 4,000 円とする。但し、宿泊料金の額又は旅行者が予め割引された企画旅行若しくは手配旅行に参加する場合で宿泊施設が旅行者者に対して行った割引額のいずれか低い方の額を上限とする。また、予算の範囲内の執行とする。

(支援対象期間)

第 8 条 平成 30 年 10 月 1 日（月）から平成 30 年 11 月 30 日（金）までになされた宿泊とする。

(支援金額の配分)

第 9 条 第 6 条のうち、旅行者が予め割引された企画旅行または手配旅行に参加する場合には、事務局は香川県と協議の上、旅行者等との調整を図り、各旅行商品への配分を決定することとする。

(関係機関との調整)

第10条 事務局は、本県の支援金の執行状況などを踏まえたうえで、災害救助法適用府県及び徳島県の実施状況を適宜確認しながら、支援対象となる旅行商品の企画を各旅行業者へ働きかけるものとする。

(支援金申請)

第11条 旅行者が予め割引された企画旅行又は手配旅行に参加する場合、旅行業者は旅行商品販売後、販売実績報告書(様式2)及び行程が分かる書類(パンフレット写し等)を利用した宿泊施設及び事務局に速やかに提出するとともに、宿泊施設は宿泊した日から14日以内に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式1)
 - ・販売実績報告書(様式2)
 - ・行程が分かる書類(パンフレット写し等)
- 2 第5条に該当する宿泊施設が、旅行者に割引した宿泊料金を提示する場合は、香川県に指定申請書(様式9)を提出し、香川県から指定を受けるものとする。香川県は、指定申請書の受理をもって、指定したものとみなすこととする。香川県が指定した宿泊施設で旅行者が直接割引を受ける場合、旅行者は当該指定宿泊施設に行程表(様式6)及び同意書(様式4)を提出する。なお、旅行者からの申し出があれば当該指定宿泊施設は割引料金を提示しなければならない。また、当該指定宿泊施設は宿泊した日から14日以内に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式7)
 - ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式4)
 - ・行程表(様式6)
 - ・宿泊実績報告書(様式8)
- 3 旅行者が予め割引されていない香川県の宿泊施設を利用して支援金の支払いを受ける場合、宿泊施設は旅行者の求めに応じて当該旅行商品が予め割引されていないことを証する書面及び宿泊料金を明示した領収書を交付しなければならない。なお、予め割引されていないことを証する書面は、宿泊料金を明示した領収書にその旨を記載することで足りることとする。また、旅行者が第6条の経費に係る支援金申請を行う場合、宿泊した日から14日以内に次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- ・申請書兼請求書(様式3)
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式4)
- ・宿泊証明書(様式5)
- ・行程表(様式6)
- ・予め割引されていないことを証する書面
- ・宿泊料金を明示した領収書
- ・他府県での宿泊証明書の写し(他府県を含め2泊以上となる場合)

(支援金の支払い)

第12条 事務局は、前条による支援金申請及び実績報告があった場合、内容を確認しなければならない。

- 2 事務局は、前条第1項から第3項の申請内容が要件を満たしている場合、申請書を受理した日から30日以内に申請した者に支援金を支払うものとする。ただし、必要に応じて、香川県に確認を求めることとする。

(雑則)

第13条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成30年9月19日から施行する。